

○道路使用許可事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 18 年 6 月 20 日岡規第 148 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月 9 日岡規第 115 号 平成 28 年 3 月 23 日岡規第 119 号
平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号 平成 29 年 7 月 14 日岡規第 256 号
平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号 令和元年 8 月 20 日岡情第 309 号
令和 3 年 5 月 28 日岡規第 231 号 令和 5 年 3 月 2 日岡規第 74 号
令和 5 年 6 月 1 日岡情第 184 号 令和 5 年 6 月 20 日岡規第 200 号
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号 令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号
令和 5 年 12 月 15 日岡規第 498 号 令和 7 年 3 月 14 日岡務第 243 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

この度、道路使用許可事務取扱要領を別添のとおり定め、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、道路使用許可取扱要領の制定について(昭和 62 年 10 月 16 日岡規第 568 号例規)は、廃止する。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 77 条に規定する道路使用許可(以下「許可」という。)について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第 2 許可の対象

許可の対象は、法第 77 条第 1 項に掲げる行為及び岡山県道路交通法施行細則(昭和 35 年岡山県公安委員会規則第 6 号。以下「県細則」という。)第 12 条に掲げる行為をいう(別表「道路使用許可対象行為等一覧表」参照。)

第 3 許可申請書の受理等

1 許可申請者

許可の申請者は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項第 1 号に掲げる行為の許可の申請者は、工事等を行おうとする者又は当該工事の請負人であって、当該工事等の全般について管理している者とする。ただし、これらの者が法人の場合はその代表者とする。

- (2) 法第 77 条第 1 項第 2 号から同項第 4 号に掲げる行為の許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

2 許可申請の受理

- (1) 許可申請の受理は、道路使用の場所を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)において行うものとする。
- (2) 許可申請に係る場所が 2 以上の警察署管内にわたるときは、出発地又は主たる場所を管轄する警察署長等において受理するものとする。
- (3) 許可申請に係る場所が他府県公安委員会の管轄にわたるときは、当該公安委員会の管理に属する警察署長等の許可を受けることとなるが、その扱いは次によるものとする。

ア 許可申請に係る行為が他県から及ぶ場合は、最初に入県する場所を管轄する警察署長等において受理すること。

イ 許可申請に係る行為が他府県に及ぶ場合は、当該府県ごとの許可申請をするよう教示すること。

- (4) 本件許可は、交通上の障害を主に判断することとなるが、許可申請の内容が、他の法令に違反するおそれのあるものについては、関係各課と十分協議のうえ措置すること。
- (5) 許可申請を受理した警察署長等は、道路使用許可申請処理簿(様式第 1 号。以下「申請処理簿」という。)に記載し、道路使用許可申請書(道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)別記様式第 6。以下「申請書」という。)に受付印を押し受理番号を付すものとする。

3 添付書類

申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、簡易な許可については、その一部を省略することができる。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 道路使用の範囲、方法、形態等を明らかにした図面(平面図及び断面図)
- (3) 道路を使用して設置しようとする工作物、物件又は施設の図面(設計図及び仕様書)
- (4) 他の法令により道路管理者等の許認可を必要とするもの(道路の占用許可等)については、その許認可書(検査証を含む。)の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、許可が必要となる事由が記載された書面等警察署長等が特に必要があると認める参考資料

4 許可申請の審査

許可申請に際しては、次の事項について審査(状況によっては現地調査)し、適正な道路使用を行わせること。

- (1) 申請の内容が、許可の対象行為であるか。
- (2) 申請の内容が、法第 77 条第 2 項各号に該当するものであるか。
- (3) 申請の内容が、他の法令に抵触するものではないか。
- (4) 申請者は、第 3 の 1 の許可申請者に規定する者であるか。
- (5) 申請書の記載項目が充足されているか。
- (6) 申請書に必要な関係書類が添付されているか。

5 許可申請の区分及び許可証の交付等

(1) 新規の許可申請

ア 新規の許可申請に際しては、申請書を 2 通提出させ、そのうち 1 通を許可証とすること。

イ 許可証は、申請書の道路使用許可証欄への記載及び警察署長等の職印を押して作成すること。

ウ 許可条件を付す場合は、条件欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を許可証に契印のうえ添付すること。

エ 許可証は原則として当該許可の申請者に交付すること。

オ 許可証の交付に際しては、申請処理簿に交付の年月日と受領者名を記入し、処理のてん末を明らかにすること。

(2) 記載事項変更届

ア 許可証の記載事項に変更を生じたときは、道路使用許可証記載事項変更届(規則別記様式第 7。以下「記載事項変更届」という。)及び先に交付している許可証の提出を求めること。ただし、変更内容が先に受理した申請内容と実質的に異なる場合は、新規の許可申請を求めること。

イ 記載事項の変更は、提出を受けた許可証に変更内容を記入し、変更部分(訂正箇所)に警察署長等の職印を押して交付すること。

ウ 記載事項変更届は、先に受理した申請書の末尾に添付し保管するとともに、申請処理簿に所要事項を記入し経過を明らかにしておくこと。

(3) 再交付申請

ア 許可証の再交付申請に際しては、道路使用許可証再交付申請書(規則別記様式第 8。以下「再交付申請書」という。)及び先に交付している許可証の提出を求めること。ただし、当該許可証を亡失又は滅失した場合は許可証の提出は要しない。

イ 再交付に係る許可証は、先に交付した許可証と同一のものを作成し、許可証の左上部に「再交付」と朱書のうえ交付すること。

ウ 申請処理簿については、関係する再交付前の新規の許可申請に係る項目の備考欄に「再交付」と記入し経過を明らかにしておくこと。

第 4 許可の期間及び件数に関する取扱い

許可の期間及び件数は、道路における危険を防止し交通の安全と円滑を図るため、必要最小限度にとどめることとするが、その基準は別表「道路使用許可対象行為等一覧表」に記載の許可の期間及び件数によるものとする。

第5 許可の条件

1 条件の付与

許可に当たっては、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、次の事項に留意のうえ必要な条件を付することとする。

- (1) 付すべき条件は、必要最小限度にとどめ申請者に過重な負担を強いるものでないこと。
- (2) 交通の障害を除去するため個々の行為に応じた具体的内容とすること。
- (3) 交通上の目的以外の条件は付さないこと。

2 条件の変更

- (1) 交通状況の変化等により、新たに条件を付す必要が生じたとき又は既に付している条件を変更する必要が生じたときは、当該許可の申請者に対して道路使用許可条件変更通知書(様式第2号)を交付すること。
- (2) 条件変更等をした場合は、先に受理した申請書の末尾に条件変更通知書の控えを添付し保管するとともに、申請処理簿に所要事項を記入し経過を明らかにしておくこと。

第6 許可手数料の徴収等

法第77条第1項の規定による許可又は法第78条第5項の規定による許可証の再交付については、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)の規定に基づいて徴収すること。ただし、道路使用許可等手数料の免除基準の制定について(通達)(平成12年3月21日岡規第128号、岡会第121号例規)に該当するものは、手数料を免除する。

第7 申請を不許可とする場合の取扱い

1 現地調査報告書の作成

現地調査の結果、道路における危険防止及び交通の安全と円滑の観点から許可できない場合は、不許可とし、不許可理由を明らかにした現地調査報告書を作成すること。

2 道路使用許可申請審査結果通知書の交付

道路使用許可申請審査結果通知書(様式第3号。以下「審査結果通知書」という。)を2通作成の上、契印し、「不許可」と記載した許可証にその1通を添付して申請者に交付すること。この場合において、申請書の末尾に現地調査報告書及び審査結果通知書の控えを添付し保管するとともに、申請処理簿の備考欄に「不許可」と記載しておくこと。

第8 電子申請

1 電子申請の対象

電子情報処理組織による申請(以下「電子申請」という。)の対象は次に掲げる手続とする。

- (1) 法第 78 条第 1 項の規定による許可の申請
- (2) 法第 78 条第 4 項の規定による許可証の記載事項に係る変更の届出
- (3) 法第 78 条第 5 項の規定による許可証の再交付の申請

2 電子申請の運用

(1) 担当者の管理

ア 岡山県警察共通基盤システム等運営要領の制定について(通達)(令和 5 年 6 月 1 日岡情第 183 号。以下「システム運営要領」という。)第 3 の 4(1)に規定する運用管理者(以下「運用管理者」という。)は、職員に岡山県警察が運用する電子申請に関するシステム(以下「電子申請システム」という。)を運用させるときは、電子申請システム担当者申請書(様式第 4 号)により、システム運営要領に規定する業務管理者及びシステム責任者を經由してシステム運営要領に規定するシステム総括責任者に申請するものとする。

イ システム総括責任者は、申請を適正と認めた場合は、当該職員に電子申請システムのログインに必要な、識別番号及び暗証番号を付与するものとする。

ウ 電子申請システムの暗証番号は、8 桁以上で推測されにくいものを使用するものとする。

(2) 利用の方法

電子申請の利用は、利用者が電子申請システムで設定した識別番号及び暗証番号を入力し、許可のデータ入力画面に必要な事項を入力、送信することにより行うものとする。

3 添付書類

電子申請に必要な添付書類は、利用者が電子データを電子情報処理組織により送信又は警察署等に提出若しくは郵送するものとする。

4 申請データの確認

電子申請システムにおいて申請等処理する端末(以下「対象業務審査端末」という。)の担当者は、申請データを受信したときは、次の事項について確認するものとする。

- (1) 申請データの送信先が、第 3 の 2(1)に規定する許可申請を受理する警察署長等に対してなされたものであること。
- (2) 申請データの入力事項及び添付書類に記載誤りによる不備等がないこと。

5 申請データの補正

(1) 申請データを確認した結果、他の警察署長等に対してなされた申請データが誤って到達した場合は、速やかに当該許可申請を受理する警察署長等に対象業務審査端末により申請先変更を行うものとする。

(2) 申請データの入力事項及び添付書類に不備等がある場合は、対象業務審査端末等により当該利用者に対し補正を求めるものとする。

6 手数料の納付、免除通知

前記により申請データの確認等を行った結果、不備等がないものについては、当該利用者に対し、対象業務審査端末により手数料の納付通知又は免除通知を行うものとする。

7 手数料納付の確認

手数料納付の確認は次によるものとする。

(1) 専用窓口における納付

専用窓口における手数料の納付は、利用者が岡山県電子申請システム納付確認用紙に納付済証を貼付して行うので、運用管理者は、当該用紙の申請者の住所、氏名又は名称、受付番号の記載等及び手数料の金額を確認すること。

(2) 電子情報処理組織による納付(以下「電子納付」という。)

電子納付は、利用者がインターネットバンキング口座又はクレジットカードを利用して手数料を納付するので、申請データ確認時に併せて対象業務審査端末により支払状況を確認すること。

8 申請の受理及び審査開始の通知

手数料の免除通知を行ったもの及び前記により手数料の納付を確認したものについては、利用者に対し対象業務審査端末により許可申請について審査中である旨の通知を行うものとする。

9 申請データ等の出力

(1) 電子情報処理組織により送信された申請データ及び添付書類を出力(印刷)し、システム運営要領の第8の7に規定する出力資料管理の措置を講じるものとする。この場合において、電子申請と警察署等において受理する申請を区別せず、申請処理簿に記載すること。

(2) (1)による出力資料管理の措置のうち、岡山県警察共通基盤システム等運営要領の制定について(通達)(令和5年6月1日岡情第183号例規)に定める出力資料管理表の作成については、申請処理簿の作成をもって代えることができる。

10 審査の完了等の通知

許可申請を決裁した際は、当該利用者に対し対象業務審査端末により審査完了及び許可証等交付の通知を行うものとする。

第9 関係警察署長等との協議及び通知

1 協議

道路の使用区間又は場所が２以上の警察署管内にわたる許可申請を受理した警察署長等は、当該行為について日時(所要時間)、場所(区間又は経路)、使用目的、方法、形態及び付すべき条件について関係警察署長等と協議し、調整を図ること。

2 通知

協議のうえ調整を図った許可行為については、許可の日時、形態、条件その他注意すべき事項等必要事項を関係警察署長等に通知すること。

第 10 本部報告

許可申請が次の各号に該当する場合は、あらかじめ交通規制課長を経由して交通部長に報告し、指示を受けた後措置すること。

- (1) 他の公安委員会の管轄にわたるとき。
- (2) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通ひんぱんな道路における行為等で一般交通に著しく影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) デモ行進及び集団示威運動を行うとき。
- (4) アーケード、地下街、上空通路等の設置及び構造の変更等のため、道路管理者等の関係機関と協議を要するとき。
- (5) 道路管理者の交通情報管理施設の設置工事を行うとき。
- (6) 特異な行為の許可申請で、許可の可否に疑義のあるとき。
- (7) 不許可にするとき。
- (8) 許可の取消し又は効力の停止をするとき。

第 11 許可の取消し又は効力の停止

1 取消し又は効力の停止事由

警察署長等は、許可を受けたものが次の事由に該当するときは、その許可を取消し又は効力の停止をすることができる。

- (1) 許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたとき。

2 効力の停止期間

効力の停止期間は、交通の危険又は障害を排除するために必要な期間とする。

3 取消し又は効力の停止手続

- (1) 取消し又は効力の停止を行うときは、現地調査報告書、現場写真等の関係書類を作成し、処分をしようとする理由を明らかにしておくこと。
- (2) 処分に際しては、弁明通知書(様式第５号)によりあらかじめ弁明をなすべき日時、場所及び処分をしようとする理由を被処分者に通知すること。

なお、この場合の通知は、被処分者に直接交付又は配達証明付郵便により送達すること。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(3) 弁明録取書の作成

被処分者からの弁明の聴取は、警察署等の幹部が行い「弁明録取書」(様式第 6 号)を作成すること。

4 取消し又は効力停止の処分通知

(1) 許可の取消し又は停止処分を行うときは、被処分者に対し道路使用許可の取消し・効力の停止通知書(様式第 7 号)を交付すること。この場合、取消処分をしたときは許可証の提出を求めこれを保管し、停止処分をしたときは許可証の提出を求め、許可証欄に「効力停止」と朱書のうえ被処分者に還付すること。

(2) 関係書類は、先に受理した申請書の末尾に添付保管するとともに、申請受理簿の備考欄に所要事項を記入し、経過を明らかにしておくこと。

5 取消し又は効力停止後の措置

(1) 許可行為を直ちに中止させること。

(2) 取消しをした場合は、速やかに道路の原状回復措置を講じさせること。

(3) 効力を停止した場合は、必要な保安要員の配置、保安施設等の設置又は状況によって道路の原状回復等の措置を講じさせる等事故防止に配慮させること。

第 12 行進及び集団示威運動に係る道路使用許可の取扱い

1 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和 24 年岡山市条例第 42 号)による許可の申請があった場合は、規則第 10 条により道路使用許可申請があったものとみなし、行進及び集団示威運動に関する条例施行規則(昭和 43 年岡山県公安委員会規則第 9 号)により措置すること。

なお、この場合道路使用許可手数料は徴収しない。

2 前項による警察署長等の行う許可は、許可番号、許可年月日、付すべき条件等所要事項を許可証に記入(添付)し、職印を押して作成すること。

3 前記許可証を作成した場合は申請処理簿の備考欄に所要事項を記入し、経過を明らかにしておくこと。

第 13 道路管理者の行う道路の占用許可と競合する場合の許可の取扱い

法第 79 条の規定により、許可に係る行為が道路法第 32 条第 1 項又は同条第 3 項の適用を受けるものであるときは、あらかじめ道路管理者に協議しなければならないが、この場合の取扱いは次によること。

1 協議の対象

許可に係る行為が道路法第 32 条第 1 項又は同条第 3 項の適用を受けるもののうちから、次のものを除いたものについて協議すること。

(1) 道路の掘削等道路構造の変更を伴わないもので、岡山県道路占用料徴収条例(昭和 43 年岡山県条例第 15 号)第 3 条第 5 号に該当すると認められるもので、その使用期間が 20 日を超えないもの。

- (2) 道路の掘削等を伴うもので、その工事作業の内容が軽微で道路の使用期間が 24 時間を超えないもの(例：水道管の漏水、ガス漏れ等緊急修繕を要するもの。)

2 道路使用占用許可協議書の取扱い

- (1) 道路管理者と協議を必要とする事案について許可申請があった場合は、道路管理者に対する道路占用許可申請書(関係書類を含む。)を 3 部提出を求め、道路占用許可協議書(様式第 8 号)に添付し、関係の道路管理者に送付のうえ協議すること。
- (2) 警察に対する許可申請が道路管理者に提出され、道路管理者から警察署長等に協議のあった場合においては、法の見地からこれを検討し、道路使用占用許可回答書(様式第 9 号)により速やかに道路管理者に回答すること。

第 14 許可後の措置

警察署長等は許可(記載事項の変更又は許可条件の変更をした場合を含む。)をした場合は、許可条件の遵守状況、事故防止の措置状況、原状回復状況等について確認し、被許可者に必要な措置を講じさせ、道路使用の適正を期すること。

第 15 報告

警察署長等は、毎月の道路使用許可取扱状況を道路使用許可状況報告書(様式第 10 号)により翌月 5 日までに交通規制課長に報告すること。

第 16 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
道路使用許可申請処理簿	作成した所属	5 年
道路使用許可申請書	受理した所属	5 年
道路使用許可証再交付申請書	受理した所属	5 年
電子申請システム担当者申請書	交通規制課	1 年
弁明録取書	作成した所属	5 年
道路占用許可協議書	受理した所属	5 年
道路使用許可状況報告書	交通規制課	5 年

別表

道路使用許可対象行為等一覧表

	条文	許可の対象行為	許可の期間及び件数	留意事項
法第七十七条第一項第一号・一号許可	道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人	1 道路維持、修繕、改良工事等(ただし、法第 80 条の規定により道路管理者から協議のあったものを除く。) 2 水道管、下水管、ガス管等の埋設工事(マンホール工	1 おおむね 1 か月以内 2 一箇所を 1 件とする。(ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に 2 以上の箇所で工事又は作業をするときは、工期が 1 か月以内のものをまとめて 1 件とすることが	(1) 道路の使用区間、幅等は当該工事又は作業に必要な最小限度の範囲とする。(原則として道路幅員の 2 分の 1 以上を確保すること。)

		事を含む。)、架空工事 3 道路の上空におけるつり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業 4 道路外で行う工事又は作業の一部が道路に突出しているもの又はその資材を道路に置く行為 5 道路で行う採血、レントゲン撮影及び自動車の装置又は構造を用いて行う作業 6 道路で行う測量、測定等を行う行為 7 その他道路を使用して行う工事又は作業	できる。 この場合、工事又は作業の方法等から一般交通に及ぼす影響を勘案して行うこと。)	(2) 工事現場には、工事予告、迂回案内等の標示施設及び保安柵、照明施設等の安全施設を設置させるほか、状況により保安要員(交通整理員)を配置させること。 (3) 道路上空の作業等に際しては、落下物の防護措置を講じさせること。 (4) 工事時間外及び工事を一時中断するときは、埋めもどし等の原状回復措置又は転落防止措置を講じさせ事故防止に万全を期すること。
法第七十七条第一項第一号・二号許可	道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者	1 石碑、銅像、広告板、アーチの設置 2 「これらに類する工作物」とは次による。 (1) 電柱、ケーブル柱及びこれらに架する電線、電話線、ケーブル線等の設置 (2) アーケード、日除け、雨よけの類 (3) 電柱、火災報知機、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、電気変圧器又は街路灯の類 (4) 建築作業又は工事用の板囲い、足場、支柱、掛けだし又はその他工事用施設の類 (5) 祭礼に使用するための舞台又はや	1 道路管理者の占用許可期間をもって道路使用許可期間とする。 2 一箇所を1件とする。(ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に2以上の箇所に設置できるものをまとめて1件とすることができる。)	(1) 道路管理者の占用許可を要するものについては、占用許可のあったものに限り許可すること。 (2) 交通信号機、道路標識及び道路の附属物の効用を妨げないものであること。 (3) 舞台、やぐらの類は、祭礼行事に限定して許可すること。

		ぐらの類 (6) 広告塔、飾塔、標灯、装飾灯の類 (7) 取り付けの広告物の類(電柱等道路上の工作物に取り付ける広告物の類、ただし、電柱等に巻き付け又は貼り付けるものは含まない。) (8) その他道路上に設置する工作物		
法第七十七条第一項第一号・三号許可	場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者	1 露店(簡易な施設を設け又は屋外の特定の場所を使用して物品を販売し若しくは飲食物を提供するものをいう。) 2 屋台店(簡易に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。) 3 簡易な施設を設け、靴磨き・靴修理・大道占い等の役務を提供するもの 4 商店から張りだした商品の陳列台、自動販売機 5 その他上記(1～4)に類するもの	1 一時的に行われる催し、行事等に出店する露店等の許可期間は、当該催し、行事等の期間内として取り扱うものとし、年間を通じて日時場所が特定されている定期的かつ定型的な露店等のうち、毎月数回程度出店する露店等の許可期間は最長1年間として取り扱うことができるものとする。 2 1店舗1件を原則とする。	(1) 露店、屋台、商品の陳列台等の簡易な施設は倒壊しないよう指導すること。 (2) 道路使用の場所は、原則として次のとおりとすること。(ただし、祭礼行事等で交通規制を実施し歩行者天国とした区間内は除く。)ア 歩車道の区別のない道路は許可対象としないこと。イ 歩車道の区別のある道路は歩道部分とし、2メートル50センチ以上の歩道空間を確保させること。
法第七十七条第一項第四号 県細則第	道路に、みこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること	1 祭礼等で用いられるみこし、だし、踊り屋台、移動舞台	1 一時的に行われる祭礼等の許可期間は、当該祭礼等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1か月以内の期間となるよう指導すること。	(1) 道路使用の形態等は、原則として次のとおりとすること。(ただし、祭礼行事等で交通規制を実施し歩行者天国とし

一二 条第一号			2 一つの行為を1件とする。	た区間内は除く。)。 ア 主要幹線道路等著しく交通の妨害となる場所については、主催者において交通対策を十分検討させること。 イ 歩行者と車両(飾車)が一団となって進行するものについては車道左側端を通行させること。 ウ 移動(行進)の順路を明確にさせ、交通上支障がある場合には順路変更等必要な措置を講ずること。 エ 主催者において自主整理員を配置させるほか、現場責任者、指揮者を明確にさせること。
法第七七条第一項第四号 県細則第二二条第二号	道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること	1 映画、テレビジョン等の街頭ロケーション 2 街頭における撮影会及び街頭録音会	1 おおむね1か月以内 2 一箇所を1件とする。(ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に2以上の箇所でロケーション等をするときは、期間が1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。 この場合、ロケーション等の方法等から一般交通に及ぼす影響を勘案して行うこと。)	(1) 主要幹線道路等著しく交通の妨害となる場所については、主催者において交通対策を十分検討させること。 (2) 主催者において自主整理員を配置させること。
法第七七条第	道路において、競技会、仮	1 競技会 駅伝、マラソン、ロードレース、競	1 当該競技会等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1週間	(1) 仮装行列及びパレード等については、前

一項 第四号 県細則第一二条第三号	装行列、パレード等を行うこと	歩、トライアスロン、自動車ラリー等 2 仮装行列 衆目を引くような衣装を着けて行う行為 3 パレード等	以内の期間となるよう指導すること。 2 一つの催しを1件とする。	記(県細則第12条第1号)留意事項を参考とすること。 (2) 主催者において広報を徹底すること。
法第七十七条第一項第四号 県細則第一二条第四号	道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声機、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと	1 いわゆる街頭宣伝活動をいい、政治、経済、文芸活動等その内容及び目的の如何を問わない。 2 演説、演芸、奏楽、映写又は拡声機、ラジオ、テレビジョンの放送等により、道路を通行中の者を立ち止まらせて視聴させる形態のものをいう。	1 当該演説等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1か月以内の期間となるよう指導すること。 2 一つの催しを1件とする。	(1) 主要幹線道路等著しく交通の妨害となることが予想される場所については、主催者において交通対策を十分検討させること。 (2) 火薬類、毒物、劇物等人畜に危害を及ぼすおそれのある物品を用いての演芸等はさせないこと。
法第七十七条第一項第四号 県細則第一二条第五号	道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと	1 火災、地震、その他の災害発生等を想定して行う各種訓練	1 当該訓練等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1週間以内の期間となるよう指導すること。 2 一つの訓練を1件とする。	(1) 主要幹線道路等著しく交通の妨害となることが予想される場所については、主催者において交通対策を十分検討させること。 (2) 主催者において自主整理員を配置させること。 (3) 主催者において広報を徹底させること。
法第七十七条第一項第四号 県細則第	道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は特異な装いをし	1 人目につきやすい服装をし、楽器等を鳴らして、路上で宣伝する行為、又は広告板を身体の前後に掲げ路上を歩く行為及びこれらの類似行為	1 当該宣伝等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1週間以内の期間となるよう指導すること。 2 一組又は1グループを1件とする。	(1) 通行人にまとわりつき、立ちふさがり又はジグザグに通行するなどの行為をさせないこと。 (2) 旗、のぼ

一二条第六号	て、広告又は宣伝をすること			り、看板等は人に危害を及ぼし又は交通の妨害とならないものとする。
法第七十七条第一項第四号 県細則第十二条第七号	広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること	1 車両等に看板類、電灯その他の飾り付けをして走行するいわゆる流し街宣	1 当該宣伝等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1か月以内の期間となるよう指導すること。 2 一台を1件とする。(ただし、同一申請者が同一コースを同時に2台以上走行させるときは、まとめて1件とすることができる。)	(1) 車両に取り付ける装飾物は、転落のおそれのないものであること。 (2) みだりに他の車両の通行を妨げるような遅い速度で進行させないこと。 (3) 走行中の車両から印刷物その他のものを散布し又は交付させないこと。 (4) 設備外積載の許可を併せてとらせること。
法第七十七条第一項第四号 県細則第十二条第八号	道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること	1 赤い羽根又は歳末助け合い運動等により、街頭で募金をする行為 2 街頭で署名を求める行為	1 当該寄付等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1週間以内の期間となるよう指導すること。 2 一箇所を1件とする。	(1) 著しく交通の妨害となることが予想される場所は使用させないこと。 (2) 机、台等を道路に置かせないこと。 (3) 通行人にまとわりつき又は立ちふさがり行為はさせないこと。
法第七十七条第一項第四号 県細則第十二条第九号	交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物を散布し、又は交通の頻繁な道路において通行する者にこれらを交付すること	1 広告又は宣伝のため道路でチラシ等を散布する行為 2 商店等の売り出し、政治宣伝又は各種キャンペーンのためチラシ等を通行人に交付する行為	1 当該宣伝等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1週間以内の期間となるよう指導すること。 2 一箇所を1件とする。	(1) 著しく交通の妨害となることが予想される場所は使用させないこと。 (2) 通行人にまとわりつき又は立ちふさがり行為はさせないこと。 (3) 道路でチ

				ラン等を散布した場合は、行為終了後原状回復（清掃）をさせること。
法第七十七条第一項第四号 県細則第一二条第一〇号	道路において、楽器、旗、プラカード、ちょうちんその他これらに類するものを持ち、又は氣勢を示す等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進をすること	1 道路においてデモ又は集団行進をする行為	1 当該デモ行為等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1週間以内の期間となるよう指導すること。 2 一行為を1件とする。	(1) 主催者から具体的計画（参加人員、コース等）を提出させ交通上の障害の有無を判断し、状況によってはコースの変更等を指導すること。 (2) 通行方法は、原則として車道左側端とする。（道路又は交通の状況により車道右側端又は歩道を通行させること。） (3) 行進の隊列は道路の状況等により2～4列縦隊とすること。 (4) 隊列には責任者を配置するほか、自主整理員を配置させること。 (5) 行進のコースで、他の集団行進と競合させないこと。
法第七十七条第一項第四号 県細則第一二条第	道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両	道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験を行う行為	1 当該実証実験等の期間内として取り扱うものとし、おおむね1か月以内の期間（自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験については、最大6か月）となるよう指導すること。	次に掲げる目的で行われるものであること。 (1) 道路上を移動するロボット又は人の移動の用に供するロボットの実用化に向けた課題を検証する目的 (2) 自動運転技

一一 号	を走行させる実証実験をすること。		2 一箇所 1 件を原則とする。	術その他自動運転の実用化に向けた技術開発等に資する目的
---------	------------------	--	------------------	-----------------------------

様式第 1 号

道路使用許可申請処理簿

[別紙参照]

様式第 2 号

道路使用許可条件変更通知書

[別紙参照]

様式第 3 号

道路使用許可申請審査結果通知書

[別紙参照]

様式第 4 号

電子申請システム担当者申請書

[別紙参照]

様式第 5 号

弁明通知書

[別紙参照]

様式第 6 号

弁明録取書

[別紙参照]

様式第 7 号

道路使用許可の取消し・効力の停止通知書

[別紙参照]

様式第 8 号

道路占用許可協議書

[別紙参照]

様式第 9 号

道路使用占用許可回答書

[別紙参照]

様式第 10 号

道路使用許可状況報告書

[別紙参照]